

会

報

贈  
呈  
号  
90

# 第111号

- 〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む
- 〔実務研究〕 ワープロによる刑事公判調書作成……………
- 〔書記官制度研究会報告〕
  - 遺産分割事件の進行管理事務研究報告書（東京高裁地区）…
  - 同 上……………（福岡高裁地区）…
- 〔講演〕 裁判と私……………大石 忠生…165



福岡地・家裁小倉支部庁舎

最高裁判所  
図書館  
2年. 7. 24  
受付

## 全国裁判所書記官協議会

# 全国書協会報〔季刊〕第111号

## 目 次

〔巻頭言〕	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む	2
〔実務研究〕	
ワープロによる刑事公判調書作成	星 一郎ほか 17
〔書記官制度研究会報告〕	
遺産分割事件の進行管理事務研究報告書	東京高裁地区書記官制度研究会 33
同 上	福岡高裁地区書記官制度研究会 83
〔講演〕	
裁判と私	大 石 忠 生 165
〔随 想〕	
家庭裁判所のモットーについて回想	佐 山 榮 179
〔本部と支部との交流会だより〕	
東京／大阪／広島／高松	181

---

本部だより	189	<俳 句>かすみ俳句会	178
国際交流だより		<編集手帖のカット文字の解説>	
パリ裁判所訪問記	原田壽賀生 193	小 林 保 佳	204
支部役員名簿	16, 32, 82, 192		
判例要旨紹介			
刑事一下級裁判所判例要旨（平成元年1月6日～3月31日）			197

《巻頭言カット》……後藤三男（元千葉地裁）  
《編集手帖カット》……小林保佳（元長野地裁）

とき 平成2年5月11日  
ところ 法曹会館

# 各課長、参事官を囲む

## マ

- 一 職員の給与上の諸問題について
  - 1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて
  - 2 その他給与に関する問題について
  - 二 書記官の任用上の諸問題について
    - 1 平成元年度における退職者数とその補充(特に書記官)の実状及び今後の状況について
    - 2 本年度の職員の任用において特に考慮された点について
    - 3 書記官の養成及び研修体系の現状と将来について
    - 4 職員その他官庁への出向及び在外研究の実状とその活用状況、今後の見通しについて
    - 5 書記官の定年後の就職状況について(再
- 任用、調停委員等)
  - 三 組織、制度上の問題について
    - 昭和六三年五月に実施された簡裁の適正配置及び平成二年四月に実施された支部の適正配置について(適正配置後の現状と今後の課題)
    - 四 書記官事務について
      - 1 審理充実事務について
      - 2 書記官事務の合理化について
      - 3 OA機器に関する現在の使用状況及び今後の導入計画について
    - 五 総務局第三課の今後の作業計画について
      - 1 書記官用マニュアルの作成状況について
      - 2 その他現在計画中のものについて
    - 六 全国書記官協議会の活動に対する意見等について

小山総務部長

ただ今より、総務局、人事局の各課長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。まず最初に、全国裁判所書記官協議会の佐藤会長にご挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

総務局、人事局の課長、参事官におかれましては、平素、書記官の処遇或いは執務の在り方などに関しまして、格別の御配慮、御尽力をいただき、感謝申し上げます。また、本日は、公務御多端の折りにもかかわりませず、こ

の座談会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

全国書協では、会員の声を直接聴く機会として最も重視しているものに、毎年各高裁単位で開かれる支部交流会がございますが、各地の支部交流会にあらわれた会員の意向を集約してみますと、従来から行われてきた、総務局、人事局の課長、参事官との座談会の結果に強い関心を寄せていることが窺えるのであります。したがって、書協本部では、この企画を、書協の活動の中でも大切な柱の一つであると考え

しております。私どもといたしましては、この座談会により、最高裁御当局の施策や方針を直接伺いして、今後の書協活動の指針としてまいりたいと考えておりますし、同時に、その内容を会報等を通じて、全国の会員に正確に伝達して、会員の期待に沿いたいと考えております。

今回取り上げております項目は、多岐にわたっており、時間は必ずしも十分であるとはいえませんが、どうかよろしくお願い申し上げます。

小山総務部長

どうも、あ、かとうございました。

1 例年お聞きしている問題です

特集 / 座談会

# 最高裁判所・人事局

御多端の折りにもかかりませず、こ

の中でも大らかな柱の一つであると考え

小山 崇孝 吉長

どうも、ありがとうございます。それでは、これよりテーマに基づき座談会に入らせていただきますが、以後の司会は重松企画調査部長が担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 一 職員の給与上の諸問題について

重松企画調査部長

企画調査を担当しております重松です。これからの進行係を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

お手元に差し上げておりますテーマの順にしたがってこの座談会を進めたいと思います。

まずテーマの一についてお願いいたします。

1 例年お聞きしている問題ですが、職員の関心の高い問題です。官職の増設とその格付け、定数の回収等本年度の級別定数の改定状況とその運用方針について、また、昨年お聞きした以降の新しい事情等についてお知らせいただきたいと思います。

2 級別定数以外の給与上の問題、特別昇給、昇格の運用等について新たな事柄がありましたらお聞かせください。

1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて

萩尾給与課長

書記官を中心として、平成二年度の級別定数の改定状況とその運用方針について、ごくかいつまんで説明することにします。

まず、級別定数の改定状況ですが、

一 一級以上関係では、平成二年度は、元年度と同じく、地裁首席書記官について、一級切上げが一認められました。このほか、一級切上げは、地裁事務局長及び家裁事務局長の各一が認められました。なお、高裁事務局次長について、新たに一の指定職格付けが認められました(大阪高裁)。指定職への新規格付けはこれまでの実績からも明らかとなっており、毎年認められるといったものではないのですが、今後とも、その拡大のための努力を粘り強く



萩尾給与課長

### 出席者

#### 最高裁判所側

局長	延二雄
三長	壽雄
官	山原多康
局長	秋菅光萩
長	萩山
官	大
局長	延二雄
三長	壽雄
官	山原多康
局長	秋菅光萩
長	萩山
官	大

#### 書記官協会側

会長	蔵茂優
副会長	貞節之助
総務部長	藤岡刈山
第一課長	佐花草小吉
第二課長	重清
第三課長	市綾
第四課長	小飯山
第五課長	加川
第六課長	及
第七課長	及
第八課長	及
第九課長	及
第十課長	及
第十一課長	及
第十二課長	及
第十三課長	及
第十四課長	及
第十五課長	及
第十六課長	及
第十七課長	及
第十八課長	及
第十九課長	及
第二十課長	及

統けていきたいと考えています。

一〇級関係は、昭和六〇年の給与法の改正以来、地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大について重点的に取り組んできたところであり、平成二年度は三の切上げが実現しました。

これで、地・家裁首席書記官合計一六三のうち七九(四八・五%)が一〇級以上となりました。行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関でい

ば、「特に困難な業務を所掌する機関の長」が漸く一〇級格付けを認められるという実状にあります。これに対し、地・家裁首席書記官の場合には、裁判部門の長に過ぎないけれども、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや

従来からの等級格付けの高さ等が評価されて、このような大幅な切り上げが認められたものであります。なお、一〇級切上げについては、このほかに、

家裁事務局長、首席家裁調査官及び高裁課長各一が認められました。

九級関係では、地・家裁次席書記官について二の九級切上げが認められ

ました。そもそも九級は、「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」について

漸く認められる格付けであり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官を九級格付けするについては種々の

困難があったところであり、首席書記官と同様の主張をして、大規模

庁の次席についてその九級格付けが認められました。これに加え、次席書記官については、東京及び大阪各地裁において、各一(いずれも執行・保全関係事件担当)のポスト増設が認められ、八月一日実行の予定であります。級の格付けはいずれも九級です。このほかに地・家裁事務局次長五について九級切上げが認められました。

九級以上の格付けの拡大については、非常に厳しい状況にあるわけですが、その中で、平成元年度及び二年度と連続して、前年度の実績を上回る結果をおさめることができたことは、裁判所職員の処遇の向上という点で、大きな成果であったと考えています。

八級以下の定数改定の折衝においては、予想されたことではありませんが、財政当局は、裁判所職員の大量退職の一層の進行という情勢を背景にあらゆる官職及び級にわたって定数回収を迫り、その姿勢は、平成元年度予算折衝の経緯もあって、格段に厳しいものがありました。

最高裁としては、このような厳しい状況下で、何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の改定を実現するために最大限の努力をしたところであり

ます。その結果、定数回収については回収対象を従前どおり六級のみにとどめ、数の点でも本来であれば平成元年

度の分と併せて回収されるべきところを昭和六三年度の回収数(65)より少ない数(58)に抑えることができました。これに対して、定数の切上げについては、先に説明したような状況から、各官職・級について、最高裁の切上げ要求と財政当局の定数回収(切下げ)とが正面からぶつかるという形での折衝となり、書記職については一切切上げが認められませんでした。

裁判所職員の大量退職は、今年度末にピークを迎え、平成三年度には更に年齢構成が若返ることになることから、今後とも、財政当局の定数回収の圧力は強まることはあっても、弱まることはないものと予想されます。

特に、大量退職のピークを迎えた直後の平成三年度予算折衝は、相当厳しいものになることが予想されます。最高裁としても、これまで以上の努力をしていくつもりではありますが、いずれにしても、ここしばらくは、定数回収を最小限に食い止めることに重点をおいた定数折衝とならざるを得ず、大幅な定数の切上げを実現するというの

は、実際問題として極めて困難な情勢にあると考えています。次に、昇格の運用については、基本的に

には昨年度と変わっていません。まず、九級以上の昇格運用については、定数状況をにらみながら、庁の規

模等に従って標準ポストを設定し、これに就いた人については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施しています。また、それ以外の比較的規模の小さい庁の場合にも、当人のいわゆる属人的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しているのが実状です。

次に、主任書記官の八級昇格については、主任書記官の若年化の傾向もあって、近年相当改善されてきているものと思われ

ます。次に、ヒラ書記官の七級格付けについては、もともと七級は、本省であっても課長補佐が漸く格付けられる級であることから困難な問題があったところですが、御承知のとおり、主任書記官を補佐する立場にある書記官、訟廷係長、独簡の書記官兼課長のポストにある者について七級格付けを実現しているところ

です。そして、現実の昇格運用の面でも、昇格水準を全体的に比較してもらえば、昭和六〇年の切替以降、年々改善されてきていることを御理解いただけるものと思

います。また、書記官六級以下の昇格運用については、基本的には前年度と同様の方針で臨んでいます。このように、書記官の級別定数面における格付けについては、その法律専門職としての職務内容の複雑、困難性

困難があつたところをなりますか。首席書記官と同様の主張をして、大規模

巨費を要するところをなりますか。数、数の点でも本来であれば平成元年

は、定数状況をにらみながら、庁の規

門職としての職務内容の複雑、困難性

を極力強調して、その改善に努めてきたところでは、先に説明したとおり、定数折衝を巡る情勢には厳しいものがありますが、今後とも同様の方針でできるだけ有利になるよう昇格運用をしていきたいと考えています。

2 その他給与に関する問題について

この関係では、平成二年四月一日から、調整手当の一部改正と、単身赴任手当の新設がありましたので、この機会にその概要を説明しておきます。

まず、調整手当の支給地域の見直しですが、これは、長年懸案になっていたもので、昨年の人事院勧告で見直され、この度の改正となったものです。これによると、新規に調整手当の支給対象地域に指定されたのが三二市で、このうち、裁判所の所在しているのは九市です。しかし、このうち六庁については、官署指定で三パーセントが従前から支給されてきましたので、結局、仙台、小田原、岡崎の三市について新たに三パーセントが支給されることになりました。

また、この改正で支給対象地域から外された市町のうち二八市町については暫定指定地域として当分の間調整手当を支給することとされました。札幌、静岡、堺、岡山、福岡、長崎等です。それから、乙地(三パーセント)の指定

が解除になったものが四二市町ありましたが、裁判所が所在しているところは、舞鶴、一宮、呉、大牟田、佐世保、別府等一〇あります。なお、下関は、六パーセントから三パーセントへダウンすることになりました。

なお、急激な変化を避けるため、経過措置がなされ、解除地域に在勤する職員には、平成二年四月一日から六年三月三十一日までは従前の率で、六年四月一日から九年三月三十一日までは従前の率から一パーセントを減じた率で、九年四月一日から一一年三月三十一日までは従前の率から二パーセントを減じた率で支給することとされました。この結果、平成一一年四月からゼロ(下関は三パーセント)となるわけです。なお、異動保障の関係でも同様に一パーセントずつ通減することになります。

次に、単身赴任手当について説明します。まず、原則的形態の支給要件は次のとおりです。第一は、「異動に伴い住居を移転したことが必要です。したがって、採用、出張、研修に伴って単身赴任となる場合は支給の対象とはならず、例えば、書研養成部への入所に伴い単身赴任しても、単身赴任手当は支給されません。第二は、父母の介護、在学中の子弟の養育、配偶者の就業、自宅の管理等「やむを得ない事情によ

り同居していた配偶者と別居すること」が必要で、第三は通勤距離が六〇キロメートル以上である等の事情により「異動等の前の住居から異動後の官署への通勤が困難であること」が必要で、第四は、「単身生活の常況にあること」が必要で、以上が原則的形態ですが、このほか、本来の支給要件を満たすものとの権衡上単身赴任手当を支給すべきものとされているものがあります。その概略を申し上げますと、まず、第一は配偶者はいないが一八歳未満の子と同居していた職員で、その子が通学するため単身赴任した者、第二は、いったん帯同赴任したが、異動等の後三年以内に、配偶者等が父母の介護、転・入学する子弟の養育等の事情により、異動等の直前の居住地に転居したため単身となった職員、第三は、異動等に伴い、転居し、配偶者とは別居しているが、一五歳未満の子と同居している職員のケースがこれに当たります。

支給額としては、基準額が二〇、〇〇〇円で、これに加算額があります。単身赴任手当の支給要件としての「通勤困難」は、異動等の直前の住居から異動後の官署までの距離(原則として六〇キロメートル以上)が問題とされるのですが、加算額の算出に当たっては、異動等の後の職員の住居と配偶者の現

在の住居との間の交通距離が基礎となります。この加算額は、職員と配偶者の住居間の交通距離の区分に応じて、次のとおりです。

職員と配偶者の住居間の交通距離(km)	加算額(円)	手当総額(円)
(60)以上100未満	—	二〇、〇〇〇
100以上300未満	四、〇〇〇	二四、〇〇〇
300以上500未満	八、〇〇〇	二八、〇〇〇
500以上700未満	一二、〇〇〇	三二、〇〇〇
700以上1,000未満	一五、〇〇〇	三五、〇〇〇
1,000以上	一八、〇〇〇	三八、〇〇〇

なお、職員の配偶者が、単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間は、単身赴任手当は支給されません。これに対し、配偶者が民間企業において単身赴任手当に相当する手当の支給を受けていても、支給の調整は行わないことになっています。

手続としては、通勤手当、住居手当等と同様、届出に基づき支給要件を認めるの上、支給額が決定されます。また、単身赴任手当の施行日である平成二年四月一日前に既に単身赴任し、手当支給の要件を具備している者についても、四月一六日までに届出がされておれば四月分から支給されま

す。

二 書記官等の任用上の諸問題  
について

重松企画調査部長

ありがとうございます。ではつぎのテーマに移らせていただきます。

1 大量退職時代の最中にあり、職員に関心の高い問題ですので、昨年に引き続き退職者数とその補充の実状

2 大量退職後に向けて幹部職員への若手の抜てき任用等を考えておられるようですが、その実状及び各高裁間の処遇の不均衡に対する対応、また、単身赴任の実状、女性書記官の増加の実状と特に出産に伴う問題点等

3 現在大量に任命している新任書記官について、将来の給与上の処遇についての問題が発生すると思われるが、その点についての対応について考慮されていること

4 大量退職期にあつて書記官基礎研修の対象者が非常に増えており、別に書記官担当職務別基礎研修が行われていますが、その現状と今後の養成研修方法等について考慮されていること  
また、本年度以降の総研については、従前と同様の形で実施するのは困難であると思われませんが、どのような研修体系を考慮されているのか

毎年国税不服審判所、公害等調

います。

整委員会等に職員を派遣しているようですが、その実状と活用状況及び今後の出向の計画等について

また、在外研究の現況と今後の計画及びそれを終了した書記官の活用状況等

6 再任用、調停委員への就任等定年後の就職先についての状況についてまた、書記官の進路の一つであるという観点から、簡裁判事、執行官への任用の実状及び今後の見通し、さらに、司法書士への推薦状況と今後の見通しについて

少し質問が長くなりましたが、これらについて、それぞれお聞きしたいと思います。

1 平成元年度における退職者数とその補充(特に書記官)の実状及び今後の状況について

山崎任用課長

本年四月初期の書記官の任用数について申し上げますと、平成元年度の有資格事務官を含めた書記官の退職によって生じた欠員の補充として、再任用を含めて七七一人を新規任用しました。これは、昨年度に比べ五二人増で、内訳は、書研養成部修了者が二一七人(一部一三八人、二部七九人)、CP試験合格者が四〇一人(理論試験受験組三四五人、理論試験免除組五六人)、新規再任用者が一五三人です。

いているため一九〇人、第四が扶養



山崎任用課長

ことは、任用政策として問題のあるところであり、このへんは、今後の重要な検討課題であると考えています。

2 本年度の職員の任用において特に考慮された点について

現在、裁判所の一般職の職員の任用面での大きな課題となっているのが、大量に退職していく幹部職員の後継者養成の問題であり、大量に退職する幹部職員の次の年齢層である昭和一〇年代生れの層が極端に薄いという職員構成になっているために若手の登用が必要なこと、そこで下級裁に対して優秀な若手を積極的に登用していただくようお願いしているというところは、一昨年、昨年に説明したところと同様です。

その説明の際、下級裁の主任書記官及び課長補佐以上及び課長補佐以上の幹部職員の大半を占めている五五歳以上の者がこの大量退職期に一気に退職していく状況にあると申しました。これをデータと比較してみると、昭和六三年一月一日現在下級裁の主任書記官及び課長補佐以上の幹部職員のうち五五歳以上の者が占める割合は六五%、同じように五〇歳以上の者が占める割合は八五%であったものが、平成二年一月一日現在ではそれぞれ五七%、七一%に減少しております。また、幹部職員の退職に伴って、五〇歳未満の若手の登用が一段と進んでいる状況が分かっていただけと思

康、住宅等の問題について、関係諸

いるのではないかと考えられます。今後

このような幹部職員の大規模退職期の状況はこしばらく続きますので、後継者の育成は、これからの大きな課題であり、若手の積極的任用は、今後とも続ける必要があると考えています。

また、併せて、昇進スピードが急激に加速されることからくる問題点や高裁間の職員構成の違いからくる処遇の不均衡のおそれといった問題についても、これも是正する施策が必要であり、高裁を越えて課長補佐ポスト等への登用を図った異動が行われていますが、これは、引き続き行う必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、下級裁において、きめ細かな配慮をしつつ、資質、能力の優れた者を厳選の上、引き続き積極的に若手の登用を図ってほしいと思います。

次に、単身赴任についてですが、平成二年一月一日現在の下級裁職員の状況を御説明しますと、単身赴任者の総数は六八五人であり、この内訳を申し上げますと、職種別では、書記職が三二六人、事務職が二二〇人、家裁調査官が一三五人、その他が四人となっています。また、事由別にみますと、最も多いのが子供の教育のためであり、これが二四〇人、第二が自宅管理のためで一九九人、第三が配偶者が職に就

いているためで一九〇人、第四が扶養親族に老人、病弱者ありとするもので二七人、第五がその他二九人となっています。

人事異動は、適材適所の観点から行われるべきものですが、具体的異動に当たっては、本人の経歴、異動歴、家庭の事情等の諸事情を十分勘案して行われておりまして、単身赴任に伴う弊害にも十分考慮して異動がなされているところですが、ただ、教育問題の関連でも、自宅管理の問題の関連でも、単身赴任をするか帯同赴任をするかは、同じような状況においても各人の考え方によって異なってくるので、なかなか難しい面がありますし、また、どうしても単身で赴任せざるを得ない事情があると考えられる者は一切異動の対象から除くというようにすることになると、組織の維持に支障をきたすだけでなく、その人の昇進の機会を奪うことになり、その方がむしろ問題ではないかと思われる場合もあるわけです。

単身赴任に関する問題については、本年度から単身赴任手当が支給されることになり、一応の措置がとられたわけですが、昭和六三年度の人事院勧告の報告において、「まず、単身赴任を減らすための努力を行うことが肝要である」とされ、平成元年度の人事院勧告においても「引き続き単身赴任者の健

康、住宅等の問題についても、関係諸機関と連携を図りながら幅広く検討を行う」とされていますので、裁判所としても、これらの趣旨にのっとり、異動に当たっては今後でもできるだけ細かい配慮をしていきたいと考えています。

次に、昨年に引き続き女性書記官の实情について御説明します。平成二年一月一日現在で五〇〇人の女性書記官があり、全書記官に占める割合は八パーセントとなっています。最近一〇年間の新任の書記官について女性の比率をみますと、平均で一一％となっております。近年の新採用事務官に占める女性の比率は二割を超えていますので、この増加傾向からすると、間もなく一〇パーセントを超えるものと予測されることとです。

女性書記官の数が増加したことに伴って、特段問題が生じたということはないところ聞いていませんが、女性書記官が増加することによって、配置換え、産休の際の応援態勢等が問題になるであろうと懸念する声のあることは事実です。これらの懸念については、もっともな点もありますが、昨年も申し上げましたように、書記官の構成が従前の男性中心から女性の比率が高くなりつつあるという過渡期に生じたア

ルギー反応的要素が多分に含まれて

いるのではないかと考えられます。今後ますます女性書記官の増加傾向は続くでしょうし、既に現在においてその存在は決して珍しいものではないわけですから、まず、女性の書記官を特別視したり、例外視するのをやめることから始めなければならないと思います。

その上で、何か具体的に問題がある場合には、これを解決していくことになるわけですが、家裁調査官等書記官以上に女性の割合が高い職種もあり、書記官についてだけ特に問題になるようなことはないと考えております。

ただ、書記官に限ったわけではありませんが、女性が仕事をしていく上で、男性と性質、感性等が違ふとき、そのことだけで女性をマイナス評価してしまふというのは誤りで、異なるものは、それぞれの個性、特性として正当に評価されなければならないと思います。

任用に当たっては、その能力を十分に発揮し、活躍していただけるよう、個々の職員について、これまで以上にその適性、特性を十分に把握した配置等を行うよう心掛ける必要があると思っております。

3 大量に任命した書記官の将来の給与上の処遇について  
萩尾給与課長  
先に、定数の改定状況のところの説明したとおり、大量退職の進行により、

裁判所職員の年齢構成が大幅に若返り、その結果、級別定数の構成のギャップも広がりまして、現在の定数状況はあまり問題はないのですが、ご指摘のとおり、今後到来する少量退職期においては、大量退職期に大量に採用した職員が昇格の対象となつてきて、定数状況は急激にひっ迫していくことが予想されます。

これに対して、現在の書記官の昇格水準にしても、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになつてゐることから、現在の級別定数を前提にすると、将来の少量退職期においては、現行水準を維持することすら困難になりかねないのではないかと予想してゐます。

しかし、現行の定数構成は、これまでに定数の回収に依つてきた分はともかくとして、ほぼ限界近くまで切上げられた姿となつてゐることから、少量退職期においても大幅な定数切上げは望み得ないものと考えざるを得ないわけでありませう。

このような予想のもとで、将来においても給与上の処遇の一貫性を確保するために当面とるべき方策としては、次の二つを考えてゐます。

まず第一は、定数の回収を回避するということですが、さきに説明したとおり、年齢構成の変化を背景に、財政当

果、本年度か、(1) 研修科目については、講義科目。この時期に必要なも

局は定数回収を強く迫つてゐるのですが、一旦回収されてしまうと、将来定数が必要とする時点で、回収されただけ再度切上げが認められる保証は必ずしもないわけですから、現時点での回収はできる限り回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最少量にとどめる必要があります。先に説明したような定数回収要求に対する最高裁の対応は、まさにこのような観点から行つてゐるものであります。

第二は定数のリザーブということですが。現時点に限れば、なお、相当の昇格水準の緩和が可能な定数状況にありますが、現在の級別定数を前提にすると、少量退職期において同様の水準を維持することができるか微妙な情勢にあり、さりとて、将来大幅な定数切上げも望み得ない状況にあることは、前に説明したとおりであります。このような状況下で将来の処遇の一貫性を維持するためには、定数の回収を免れ得た定数についても、その相当数をリザーブし、将来に備えておく必要があるものと考えてゐます。そうすると、現在の定数状況との対比で見ると、定数的には相当の余裕があるのに昇格水準はさほど緩和されない、といった形になります。将来の定数状況等を考えると、現行の水準でも、ぎりぎり

果、本年度か、(1) 研修科目については、講義科目。この時期に必要なも

おりまして、これ以上の水準緩和は、少量退職期における処遇の一貫性の確保を困難にする可能性が高いことから、極めて慎重な検討が必要であることと理解していただきたいわけですが、以上述べたことは、主として、ポストとは関係なく昇格可能な級での対応であります。これに対して、ポストにつきことが要求される、主として八級以上の級への昇格については、少量退職期においては、ポストにつく時期が現在より遅くなる(逆に、大量退職期における昇進スピードはむしろ異例といふべきものである)ことが必至でありまして、それに伴い昇格時期も遅れてくることは避けられない状況であります。

このような状況に対して、給与面で、今後どのような予算上、運用上の方策を採るべきか、また、採り得るのか、という点については、今後の検討課題であると考えてゐます。

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来について  
山崎任用課長  
御存知のとおり、書記官基礎研修(基礎研)は、昭和五〇年から書記官任用試験(CP)合格者を対象として毎年実施されている研修で、内容は、書記官が担当する民事、刑事、家事、少年各事件の全分野にわたり書記官事務を遂行

するについて必要とされる基礎的知識・技法の付与を目的として約四五日間行われているものです。昭和五九年以降は、CP理論試験合格者数の増加とあひまつて研修人員が飛躍的に増加したことに伴つて年二回の実施となつてゐます。

従来の基礎研修参加人員の推移を見ますと、昭和五八年度約九〇人、昭和五九年度約一八〇人、昭和六〇年度約二二〇人、昭和六一年度約二五〇人、昭和六二年度約二五〇人、昭和六三年度約三四〇人、平成元年度は約三五〇人で、本年度も約三五〇人が参加することになつてゐます。

また、書記官担当職務別基礎研修(担当別基礎研)は、CP合格者のうち、理論試験免除者を対象に、昭和六二年度から全国を三ブロックに分け、各ブロックごとに実施庁を定め、委嘱研修として実施してゐるもので、その内容は、民事コース(一七日間)、刑事コース、家裁コース(各一日間)に分け、現に担当する職務に関するコースに参加する研修です。これは、法廷実習を含め書記官実務の実習等に重点を置いた内容のもので、昭和六二、六三年度はそれぞれ約八〇人、平成元年度は約七〇人が研修に参加し、本年度は約五〇人が東京、名古屋、広島各高裁で実施される研修に参加することになつて

けていこうと思つてゐます。  
秋山第一課長

ということですが、さきに説明したとお  
り、年齢構成の変化を背景に、財政当

考えると、現行の水増しも、きりきり  
のところまで緩和されたものとなって

担当する員司、開司、参事、公在、各事  
件の全分野にわたり書記官事務を遂行

( ) の 記 号 は、 参 事 官 等 の 派 遣 計 画 に 関 する 事 務  
施される研修に参加することになって

います。

これら基礎研及び担当別基礎研は、  
これからも続けていく予定ですが、基  
礎研については、今年度から従前大教  
室に全研修生を收容しておこなって  
いた講義科目について一回の研修につ  
き二クラスに分けた研修に改められま  
したので、マスプロ研修がある程度緩和  
されることになりました。

次に、書記官総合研修(総研)ですが、  
この研修は、昭和四九年度から実施さ  
れており、書記官任官後五年を経過し  
た者を対象に、日頃の職務について内  
省する機会を与えらるとともに、中堅の  
書記官として必要な知識と技能を付与  
することを目的とする研修として、職  
員間にも定着し、成果も挙げてきてい  
るところです。しかし、近年の書記官  
大量養成に伴う研修の対象者の急増に  
より教室や合宿舎の收容能力が限界に  
きていること、さらには、従前の研修  
内容や研修方法が研修員にとって主体  
的に取り組むことができるものになっ  
ているかどうか、ひいては中堅書記官  
に必要な多様な裁判事務を処理してい  
くについての積極的態度を育成する研  
修効果があるか、研修生を送り出す職  
場の負担はどうか等々、再検討すべき  
点もありました。これらの問題につ  
いては、書研において、かなり以前から  
検討が続けられてきましたが、その結

果、本年度から、(1) 研修科目につ  
いては、講義科目はこの時期に必要なも  
のだけに限定し、実務問題の討論研究

等の班別検討科目を中心に据え、その  
内容も研修員が主体的に取り組めるも  
のにすること、(2) 研修の実施回数に  
ついては、同じ時期に任官した者が同  
じ時期に研修に参加するとともに一回  
の研修参加人員が多数にならないよう  
にするため、対象者が多くなる場合に  
は、年二回実施すること、(3) 研修期  
間、授業単位数について、指導官、書  
研教官等の負担の問題も考慮して、従  
前の約半分に削減するという方針で実  
施されることになりました。平成二年  
度は、この方針にのっとり、東京、  
大阪、福岡の三高裁における総研は二  
回実施される予定です。

5 職員その他官庁への出向及び在外  
研究の実状とその活用状況、今後  
の見通しについて

大林参事官

書記官の出向については、事務処理  
のうえで主に裁判事務についての知  
識、経験を必要としている機関からの  
要請を受けて、昭和四五年度に弾劾裁  
判所と国税不服審判所へ各一名を派遣  
したのをはじめとして、現在まで現に  
出向中の者を含めて、六機関に四八人  
を派遣しました。

現在の出向者の内訳は衆議院一人、



大林参事官

参議院一人、国税不服審判所三人、公  
書等調整委員会一人、弾劾裁判所二人、  
大阪航空局一人となっています。

これらの出向経験者の復帰後の任用  
につきましても、昨年も御説明したと  
おり、特別の任用方針を立てて臨んで  
いるわけではありませんが、例えば、  
国税不服審判所に出向した者にその経  
験を生かし、最高裁の刑事局あるいは  
行政局で活躍してもらったということ  
はあります。出向は、各省庁からの要  
請を受けて派遣している訳ですが、職  
員の中に他省庁の事務経験者がいると  
いうことは、裁判所にとりましても大  
変貴重なことでして、出向中の経験を  
通して得た知識、バランス感覚等は裁  
判所における様々な仕事を行っていく  
上でも大いに活用できるものと思っ  
ています。既に復帰されている方の多く  
は、種々のポストに就いていく中でそ  
の知識、経験等を生かして活躍中であ  
り、後に続く方々についても同様に活  
躍が期待される場所ですので、今後  
もこれらの機関への出向者の派遣は統

けていこうと思っています。

秋山第一課長

我が国の国際化がますます進む中  
で、裁判所職員の一人でも多くが、外  
国の司法制度を調査、研究し、あるい  
は視察する機会を持つことができるよ  
う予算上の手当てをし、派遣計画を立  
てる努力をすべきだと考えています。

最近の一般職の外国出張者等の数を  
みますと、毎年二名の研究員が一年間  
米、西独、仏のいずれかに派遣され  
ているほか、海外司法事情視察として毎  
年三名が、また、昨年から民間資金を  
利用して一名(家裁調査官)が二〜三週  
間ではありますが、欧米に派遣されて  
います。さらに昭和六二、六三年には  
OA関係の調査のため書記官二名が欧  
米に行っており、今後も必要に応じ、  
書記官等が派遣されることもあり得る  
と思われま。

いずれにせよ、外国旅費の獲得は予  
算上むずかしい面もありますが、私ど  
もとしてはできる限りその拡充に努め  
たいと考えています。

山崎任用課長

帰国後の任用ということに若干触れ  
ますと、在外研究員であるからといっ  
て、特別の任用方針を立てて臨んでい  
るわけではないという点は出向の場合  
と同様ですが、いままでは八人の人に外  
国の司法制度や留学生に関する事務を

扱う総務局制度調査室でこれらの仕事を担当してもらい、そこでは直接的な意味で在外研究の知識、経験を生かしてもらっています。

もつとも、直接的に目に見える形での活用ということもさることながら、在外研究期間中に視野を広げ、バランス感覚を身につけるために研さんを積んでもらい、帰国後、種々のポストに就いてもらって、各部署でその経験を十分に生かして、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した仕事をしていただければ、それも裁判所にとって大きな成果であると思います。この意味で、出向の場合も同じですが、短期的な成果を求めるのではなく、すこし長い目で見る必要があると思っています。

6 書記官の定年後の就職状況について(再任用、調停委員等)

大林参事官

まず、本年四月二日付けの再任用状況について申しますと、三月三十一日限り定年退職した書記官有資格者数は約四四〇人で、そのうち書記官の再任用者は一五三人でした。再任用は、定年制の施行に伴ない昭和六〇年度から実施され、今年で六年目になるわけですが、書記官有資格者の定年退職者の概数は昭和六〇年度から本年まで各年一三五人、一五五人、二四〇人、三六〇人、三六〇人、四四〇人と増加してお

り、これに伴って書記官の再任用者数も三七人、四一人、五九人、七四人、八一人、一五三人と増加しています。今年度は、これまでのいわゆるひら書記官に加えて、新たに地家裁支部、簡裁の庶務課長兼庶務課長へ再任用されたものもいますが、これは、特に豊富な経験を必要とするポストであるのに適任者が得られにくい支部・簡裁の庶務課長の補充を円滑に行う必要があった

行つたもので、大量退職期を乗切つたためのひとつの方策として、こししばらく継続する必要があろうかと考えています。来年度の再任用数につきましては、今年度と同程度の書記官、書記官有資格者の退職が見込まれますので、今年度と同程度の数を確保したいと考えています。なお、大量退職のピーク期以降の再任用の問題については、定年退職者の減少に伴いまして再任用希望者の絶対数も減少するということが予想されますし、更に少量退職期に入りますと書記官の欠員が少なくなることから、再任用による書記官の補充をその時期も引続き行っていくべきかという点も自体が問題になるわけであり、この点は、書記官の補充方法はどうするかといった、いわば、書記官養成制度の在り方とも深く関わる大きな問題でもありますので、制度本来の趣旨も踏まえた上での総合的な検討が今後必要となってくるところです。

なお、定年を迎える方には、欠員の関係で希望者全員が再任用されることは限りませんが、大量退職期における再任用の重要性を御理解いただき、在職中に培った知識、経験をそのまま活用できる再任用を、定年後の進路の一つとして検討していただき、裁判所のために更にその能力を生かしていただきたいと考えています。

次に、退職者の再就職先についてですが、職員の退職管理に関する職務を担当している各高裁の人事課企画官がこの一年間で再就職を斡旋した実績で述べますと、法律事務所、司法書士事務所への再就職が中心でこれまでとあまり変化はありません。ただ、この一年間で新しく開拓されたもので注目される所では、共済組合連合会保養所の支配人があります。昨年夏に二名が採用され、今年度も全国に希望者を募り、応募していただきました。今年度の分は、現在、連合会で選考をしているところで、一、二名の採用はあるものと期待しています。保養所の数が限られていて多数の採用は期待できませんが、支配人の職務は、意欲のある人がその能力を発揮するに足るものですので、裁判所職員の退職後の進路の一つとして今後も継続して確保に努め

ていきたいと考えております。また、求人があっても勤務条件の関係等で応募者がいない場合も多いのですが、今後とも裁判所OBに合ったものを開拓するよう努めたいと思います。

次に、調停委員についてですが、裁判官を除く元裁判所職員の新任調停委員の任命状況は、昭和五七、五八両年度合計が約二〇〇人でしたが、昭和五九、六〇両年度合計四三〇人、昭和六一、六二両年度合計五五〇人となり、昭和六三、平成元両年度合計は約五六〇人と増加しています。また、司法委員及び参与員は、各年度ごとに選任されるわけですが、平成二年度に選任された裁判官を除く元裁判所職員の数は、司法委員が約六六〇人、参与員も約六六〇人で、司法委員は昨年とはほぼ同数、参与員は、約九〇人増となっています。司法委員については昭和六〇年以降活用率が急増しておりますし、参与員についても活用率が着実に伸びていまして、これらの制度の定着に当たっては多くの庁で退職書記官が極めて重要な役割をはたしています。広く社会の良識を反映させるといふ制度の理念から元書記官だけにするというわけにはいきませんが、任用数には自ずから限度はありますが、退職した書記官に期待するところが大きいわけですから、退職書記官に適当な人材が

ある場合には、各地家裁において、今

### 三 組織、制度上の問題について

二九〇人のうち、約一三〇(四五%)

じ適切な調停委員を選定する工夫、調

三五人、一五五人、二四〇人、三六〇人、三六〇人、四四〇人と増加してお

養成制度の在り方とも深く関わる大きな問題でもありますので、制度本来の

すので、裁判所職員の退職後の進路の一つとして今後も継続して確保に努め

書記官に期待するところが大きいため、退職書記官に適当な人材が

ある場合には、各地家裁において、今後可能な限り登用する努力がなされていくものと理解しています。

次に、執行官ですが、最近五年間の任命数は、昭和六〇年度、昭和六一年度はそれぞれ約四〇人、昭和六二年度が約六〇人、昭和六三年度、平成元年度の者は、ごく一部の例外を除き部内職員から任用されていますが、執行官の職務の性質上、原則として定年年齢よりも若い人を対象に任用されています。

また、簡裁判事については、年によって状況が異なるので一概に言えませんが、最近では二五人前後の者が書記官あるいは書記官有資格事務官から選考任用されています。

次に、司法書士関係ですが、平成元会計年度中に司法書士資格認定申請を希望し、推薦された者の数は全国で一五人でした。原則として被推薦者全員が資格認定を受けているのが現状ですが、このパターン、つまり、推薦された者が全て資格を取得するというパターンを維持することを前提とする限り、今後も推薦数はこの程度で推移することになろうと思います。

三 組織、制度上の問題について

重松企画調査部長

ありがとうございます。ではつぎのテーマに移らせていただきます。昭和六三年五月に実施された簡裁の適正配置及び平成二年四月に実施された支部の適正配置について、配置後の現状と今後の課題についてお聞かせください。

秋山第一課長

昭和六三年五月一日に簡裁の適正配置が実施されたのに引き続き、本年四月一日から、地家裁支部の適正配置が実施されました。



秋山第一課長

この一連の適正配置により、平成二年四月一日現在において、簡裁は五七五庁あったものが四五二庁に、地家裁支部は、二四二庁あったものが二〇一庁に、家裁出張所は、九六庁あったものが、七九庁になりました。

1 簡裁の適正配置の実施状況

廃止庁に配置されていた一般職員約

二九〇人のうち、約一三〇人(四五%)を受入庁の簡裁に、その他を受入庁以外の事務繁忙な簡裁等に配置し、簡裁等の人的充実を努めました。また、一般職員二人庁については、四九庁あったものが、現在では離島所在の四庁を除きすべて解消しています。さらに、裁判官非常駐庁については、一四一庁あったものが、現在では四二庁となっています。

独立簡裁の木造の未整備庁舎については、九三庁あったものが、現在では二庁となっています。また、独立簡裁庁舎の冷房化については、北海道地域を除き、すべて整備を完了しました。さらに、受付事務を充実し、口頭・準口頭受理を行いやすいようにするため、対座式の受付カウンターを全簡裁に整備するとともに、全簡裁に受付窓口用図書、民事調停用図書を整備した上、廃止庁の図書資料を受入庁その他の簡裁等に管理換えするなどして、図書資料の充実を図りました。

受付事務については、口頭、準口頭受理、受付相談の活用のため、従前より簡易な形式の定型申立用紙、その記載例、手続説明リーフレットを作成し、窓口へ備え付けました。また、調停については、ポスター等の作成によるPR、付調停の活用等により、利用促進に努めるとともに、事件の種類等に

今後

2 地家裁支部の適正配置の実施と  
地家裁支部の適正配置は、この四月に実施されたばかりで、どのような実施状況にあるかは、今後把握していくこととなります。

ところで、廃止支部管内の住民に対しては、家裁出張所が新設されなかったところについては、存続する簡裁での家事事件の窓口相談、裁判官等の判断による家事事件の出張事件処理の措置が講じられ、家裁出張所が新設されたところについてはそれに加えて家事事件の受付も行われています。

また、今回の地家裁支部の適正配置を契機として、支部廃止後に存続する簡裁のみならず、全国のすべての独立簡裁に新たに家事事件の定型申立用紙及びその記載例を備え置き、利用者の便を図ることになりました。

そして、地家裁支部の適正配置だけが裁判所の考えている司法の充実・強

化策でないことは、一般規則制定諮問委員会の答申において、「地家裁支部の適正配置と併せて、司法の充実・強化のための総合的な諸施策(訴訟手続の充実・改善、裁判所におけるOA化、人的機

構の充実・強化、物的設備の整備・充実、裁判官の執務環境及び生活環境の整備(充実、簡裁の機能の充実等)についても、これまで同様に、積極的に推進していくこと」と述べられているとおりであり、裁判所全体の充実・強化を指して、今後一層の努力をしていくことになるでしょう。

特に受入庁をはじめとする地裁全体について、現在民事局が中心となって検討をしています民事訴訟の制度面、運用面にわたる充実審理の構想に注目しているところであります。

#### 四 書記官事務について

重松企画調査部長

ありがとうございます。ではつぎのテーマに移らせていただきます。

1 当全国書協では、書記官制度研究として、民事通常事件の進行管理事務と家事事件のうち遺産分割事件の進行管理事務についての研究を各高裁地区に委嘱し、平成元年七月に各地区から最終報告が提出され、今後会報等において掲載される予定になっておりますが、民事訴訟法の一部改正も含め、

審理充実事務に関するお考えをお聞かせください。

2 書記官による訴訟進行管理の実施のためには、書記官事務の合理化、事務の効率化、OA機器の活用等を考へなければならぬと思いますが、それについてのお考え、また、具体的な計画等がありましたらお伺いしたいと思います。

その他録音体利用の実験結果と、今後の利用方針についてもお願いいたします。

3 昨年度から本年度までのOA機器の導入数と具体的配布状況及び今後の導入計画、特に個人貸与について考慮されているかについて、また、OA機器導入に伴い既存の事務の見直しをしているものがあるかどうか、及び音声入力機器の開発状況について把握されていることがあればお聞かせください。

1 審理充実事務について  
菅原第二・三課長

(1) 審理充実事務という言葉について



菅原第二、三課長

て

審理充実事務という言葉は、新しい言葉であり、従前は進行管理事務というような言葉でいわれてきました。まず、この言葉の由来について若干御説明します。御存知のとおり、昭和六三年五月に東京地裁において、民事訴訟の審理の充実、促進を図るために、裁判所、当事者の訴訟行為を含めて従来の審理方法を見直す実践的研究を行う部として、審理方法研究部が発足し、研究を重ねてきた中で、審理の充実、促進を図る上での書記官の役割という点も強く意識される中でこのような言葉が生まれてきたものであります。昨年六月の全国書協と民事局の座談会の中で、民事局の園尾課長が、「書記官は裁判所中で最も当事者に近い立場であり、訴訟の進行、審理の充実に向けての情報を集め、あるいは手続きの進行について実質上差配する役割を担ってほしい。」という趣旨の発言をされましたが、そのような趣旨をも込めて、審理の充実、促進に向けて、書記官が裁判官に協力し、もっと言えば、裁判官と書記官が共同して審理の充実を図るという趣旨で、今後このような用語を使ってみたらどうかと考えています。

(2) 審理充実事務の検討、実践の現状  
ところで、昨年申しましたとおり、

従来のようなさきみだれ式の審理方式とられ、一審だけで数年の審理期間を要することが通常になっているような日本の民事訴訟の審理のあり方について、抜本的改革の必要があるということについては、裁判所でも、あるいは弁護士等の間でも、次第にその意識が強まっており、近い将来には民事訴訟法改正を含めた手続、制度の両面について制度的な改革の動きも本格化することも予想されるような状況であります。

このような状況の中で、先程申しました、東京地裁の研究部における運用面での改善の試みは、極めて大きい意義を有するものとして考えられます。この研究についてはその中間段階での成果が書協会報一〇五号や判例時報一三三六号で紹介されていますが、約二年間を経過した上でのまとめは、大阪及び名古屋の研究部の資料とともに、本年三月に民事局から「東京地方裁判所における民事訴訟の審理充実方策に関する研究結果報告書」として刊行され、全国に配られており、また、書協会報一〇号に全国書協東京高裁地区書記官制度研究会(民事班)が「民事訴訟の審理を充実させるための方策に関する研究報告書」をまとめられているのでそれらの資料を参照してください。

さらに研究三か部の書記官が研究員となつて、書研の平成元年度の書記官

記官にとつて、重要な情報は、裁判官のその事件の旨点なり、審理の方針

(3) 民事訴訟法改正を含む制度改正の問題

定が盛り込まれた際にできたもので、以来、裁判所書記官によるいわゆる進

すが、民事訴訟法の一部改正も含め、

さらに研究三か部の書記官が研究員となつて、書研の平成元年度の書記官実務研究が行われ、書記官サイドからの研究の成果が現在まとめられつつあります。その内容については近く出る予定のその報告書をご覧になつて頂きたいのですが、研究員等から伺つて話で、私が特に強く印象づけられたことを二点だけ申し上げますと、一つは、審理充実のための事前準備あるいは期日間準備としての当事者、弁護士等との連絡、協力要請については、トラブルがおこらないように極めて柔軟に、かつ、粘り強く(例えば、準備書面等の提出期日についてはその都度、手を抜かず)に遵守を求める等)行つていふこととあります。

いま一つは、審理の充実について裁判官と書記官が共同意識をもつて行つたためには、事件の筋、争点について、訴状審査段階から、裁判官と書記官が話し合う中で事件についての共通認識を作つていくことの意義という点であります。単に裁判官の事務負担を軽減するということだけではなしに、当事者に近い立場にある書記官が得る情報を的確に裁判官に伝えるということ、さらに書記官が意識的にそのような情報を集めるといふことが審理充実のためには極めて有用であると言えるでしょう。情報という点からいうと、書

記官にとつて一番重要な情報は、裁判官のその事件の争点なり、審理の方針についての考え方であり、この点で、一日に一〇分でも二〇分でも、裁判官と担当書記官が事件についてフランクに話し合つていくような雰囲気なり慣行を作つていくことが望まれるところであり、特に、証拠調べのある事件については、期日の前日あるいは当日に裁判官と書記官が事件の争点についての打合せをするというようないは比較的容易に実行可能なのではないのでしょうか。このようにして、書記官が事件について裁判官と共通認識を持つようになれば、課題である要領調査の作成にも極めて役立つことになるでしょう。

なお、このような審理充実の試みは、裁判所全体からすると、未だ一部に留まっています。審理充実の具体的方法は、東京地裁の研究三か部の間でもかなり大きな差異があり、特に裁判官と書記官との具体的協力のあり方は、裁判官の考え方、書記官の能力及び姿勢、各地の弁護士の実情等の要因によつて違ふことは当然であります。その意味で、各裁判所において積極的に裁判官と書記官が創意工夫をこらされて新たな書記官像、新たな民事裁判のあり方を作つていかれることを強く期待しています。

ところで、昨年も申しましたとおり、

### (3) 民事訴訟法改正を含めた制度改正の問題

このような運用改善の試みと並んで、今後は制度改正の点も検討されることになるでしょう。その内容は、裁判所内では、民事局を中心に今後検討されることになると思われますが、昨年の書協と民事局との座談会で齊藤前会長が提起された書記官の権限拡大の問題もその検討項目の中に入ってくるのではないかと考えられます。幸い日本書記官の能力、資質については、高い評価を得つつあるというように思われ、従つて、その面でも有利な条件はあるように考えています。

なお、このような書記官の権限拡大の法制化のためにも、書記官の審理充実事務が全国で活性化し、花開いていくことが大きい意義があると考えられますので、この点での全国の書協会員の方々、全書記官の方々に頑張つてほしいと考えています。

### (4) 刑事事件の書記官事務の充実、効率化について

刑事事件については、刑事訴訟規則第一七八条の九で、「裁判所は、裁判所書記官に命じて、検察官又は弁護人に訴訟の準備の進行に関し問い合わせ又はその準備を促す処置をとらせることができる。」という規定があります。この規定は、昭和三六年に集中審理の規

さい。

定が盛り込まれた際にできたもので、以来、裁判所書記官によるいわゆる進行管理事務についての刑事事件における根拠規定となり、この規定等を手掛かりにして、比較的活発に書記官による進行管理が行われてきました。

しかしながら、この規定ができて三〇年近くが経ち、さらに刑事事件全体の事件数の減少傾向、公安事件や学生事件の激減、書記官の大量退職というような状況もあり、そのような状況の中で、書記官による進行管理事務がこれまでの実績、経験を踏まえ引き続き充実したものとなつていくよう、絶えず見直し、検討していく必要があるといえましょう。平成二年度の書記官実務研究のテーマとして、涉外刑事事件の書記官事務が取り上げられる予定と聞いていますが、これもその一環としてとらえています。このような点から、刑事事件における書記官の進行管理事務も、今後さらに実務において工夫し、また、最高裁においても検討していくべき問題というように考えています。

なお、このような書記官事務の充実の観点からも、刑事の書記官事務の効率化(刑事訴訟規則の改正をも含めて)の問題あるいは、ファクシミリを含めたOA機器の導入の問題等についても、最高裁判事局と総務局との間で検討していきたいと考えています。

## 2 書記官事務の合理化について

書記官による審理充実事務を円滑に行うためには、書記官事務の合理化、効率化、OA機器の活用等を考え、そのための余力を生み出していくことが不可欠の前提となることは、御指摘のとおりであり、最高裁としても、これまで以上に努力していきたいと考えています。これらの点については、後に光多参事官の方から説明していただく予定です。

なお、最高裁判事局が中心になっ  
て行っている録音体利用実験の状況であり  
ますが、昭和六三年六月から平成元  
年五月までの一年間についての実験結  
果によると、当該期間中の対象となる  
合計一四一九人の証人、本人調べのう  
ち、省略されたのが七六九人、率にし  
て約五四%と、従来の調書省略率に比  
べて相当高い率となっており、録音体  
利用が調書省略の運用に有益であると  
いう結果が出ていますと考えられます。  
こうした結果及び簡裁で人証の取調べ  
をした全民事訴訟事件のうち、取り調  
べた証人又は本人の延べ人数が三人以  
下の事件が約八五%を占めている実情  
を考慮して、平成元年七月に、今後は、  
集中的取調べの可能な事件について、  
当事者の理解を得ながら、録音体の利  
用による調書省略を運用していただく  
ようお願いしたところであります。こ

われます。

れに伴って、従来、録音体利用による  
調書省略の運用を試みるために選定さ  
れた裁判体以外の裁判体であっても、  
裁判官が相当と認めるときは、当該運  
用を試みることができるようにしたと  
ころ、平成二年四月現在で、一六八簡  
裁、二〇七裁判体（実験開始当時は五七  
簡裁、七三裁判体）で録音体利用による  
調書省略の運用が試みられています。

こうした運用状況を踏まえて、今後は、  
保全事件等の地裁事件にもどのように  
応用できるかについて検討していき  
たいと思っています。

3 OA機器に関する現在の使用状  
況及び今後の導入計画について

平成元年度中に、裁判官及び書記官  
室に対して、裁判官約一〇〇〇台、書  
記官室約五五〇台という相当の台数の  
ワープロを導入しました。そのうち、  
裁判官用ワープロについては、これま  
で配布を受けていなかった高・地・家  
裁裁判官のうち配布を希望する裁判官  
全員に配布したものです。書記官室用  
ワープロについては、調書作成用とし  
て立会率五〇%以上の立会書記官に対  
し、五人以上の支部、独立簡裁を中心  
として、二人に一台の割合を目処に配  
布しました。

今後のワープロ等の導入計画として  
は、ワープロ、パソコン、ファクシミ  
リ等の単体OA機器を個別の事務処理

用に配布する予定です。裁判官用ワー  
プロについては、希望する簡裁判事全  
員に一・二年のうちに配布し、書記官  
の調書作成用ワープロについては、先  
に申し上げたような計画を、今後一・  
二年で実行するほか、将来的には立合  
書記官二人に一台の比率を見直してい  
くことも検討したいと考えておりま  
す。

OA化は、単に、OA機器を便利な  
能率機器として、現在の事務処理態勢  
に導入して効率化を図るにとどまら  
ず、これまでの事務処理方法自体を見  
直し、これを改革していく一つの手段  
であります。言い換えれば、現にある  
事務処理態勢の問題点を検討し、OA  
機器活用の範囲と方法を定め、これに  
伴い、事務処理方法、人員配置の見直  
し等を行い、全体として効率化された  
事務処理態勢を創り出していくもので  
あります。この観点から十分な検討を  
しないままに、OA機器を導入した場  
合には、多くの費用を投入しながら、  
所期の効率化を果たせないことも少な  
くありません。裁判所のOA化も、基  
本的にはこの観点に立って、裁判所の  
あるべき事務処理態勢を想定しつつ、  
事務処理の見直し方策の一環としてOA  
機器の導入を図っていくべきである  
と考えます。

は、今述べた「事務見直し策としての  
OA化」の視点を明確にした上、対象  
事務の内容に応じ、OA化の形態、  
規模、手法を使い分けて進めていくの  
が相当であると考えます。裁判事務処  
理システムの中で今後三年ないし五年  
程度の中期的なOA化の方向として考  
えられるのは、当大都市簡裁督促シ  
ステム、不動産執行システムの開発及  
び少年前歴検索システムの導入拡大で  
いくことになりましょう。しかし、本  
来的な意味で総合的な裁判事務処理O  
Aシステムと位置づけられるのは、訟  
廷事務全体のOAシステムであろうと  
思われます。これについても、今後、  
今のべたようなシステム開発のノウハ  
ウを蓄積していく中で業務分析の方  
法、開発態勢のあり方等を含めて総合  
的に検討していく必要があると考えて  
おります。

最後に、音声入力機器の開発状況に  
ついて説明しますと、一年ほど前に民  
間の開発状況を調査しましたが、その  
ときの結果は、試作品は法廷における  
不特定話者の供述録取に実用できるに  
はほど遠い状況にあり、開発関係者も、  
今述べたような用途への開発には一〇  
年以上の期間がかかると言っておりま  
した。その後は詳細な調査をしており  
ませんが、状況は好転していないと思

であります。

書記官事務の「カ」についても平成  
三年三月の審判を以て、見直し

事訴訟事件の調書について、必要  
収支を削減を以て、コ頭舟命周書業式

ようお願いたしましたところでありませう。

り等の単体OA機器を個別の事務処理

裁判所のOA化の今後の構想として

ませんが、状況は好転してはいないと思

われます。

五 総務局第三課の今後の作業計画について

重松企画調査部長

ありがとうございます。ではつぎのテーマに移らせていただきます。

1 新任書記官の増大期にある現在、事務処理の効率化、過誤防止のためには事務の手引書の発刊が有効であると思われます。今後の発刊計画についてお知らせください。

2 その他総務局第三課で現在計画されていることがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

1 書記官用マニュアルの作成状況について

光多参事官

書記官の大量退職期を迎え、実務経験の浅い新任書記官を対象として、「刑事書記官事務の手引」、「民事書記官事務の手引（訴訟手続）」、「民事書記官事務の手引（執行手続—不動産編）」を刊行してききましたが、本年六月頃には「民事書記官事務の手引（執行手続—債権編）」を発刊する予定です。先に刊行した三冊の手引同様大いに活用していただきたいと思います。また、家庭裁判所では特に書記官等の大量退職の影響が大きいところから、家事事件に初めて携わる書記官を対象とした「家

事書記官事務の手引」についても平成三年三月の発刊を目指して、現在家庭局と総務局第三課で作業中でありま



光多参事官

2 その他現在計画中のものについて

本年度は、昨年度に引き続き民事首席書記官会同を連合ブロックで開催したいと考えております。テーマについては、これから民事局とも協議していくことになりませんが、現在裁判所の内外において議論されている、民事訴訟の審理の充実に関する、書記官の立場からの方策の検討も、その一つとなると思われます。

昨年一二月の民事保全法の成立に引き続きまして、五月九日に民事保全規則が成立し、同月一六日に公布されますが、総務局第三課では、関係規程、通達の改正作業に着手しております。民事保全規則では、その附則で、民事訴訟規則の口頭弁論調書様式に関する規定が削除されましたが、これを受け、保全事件関係の調書及び一般の民

であります。

六 全国書記官協議会の活動に対する意見等について

重松企画調査部長

ありがとうございます。最後に全国書協に対するご要望、ご意見等がございましたらお聞かせ願いたいと思

光多参事官

全国書協の「会報」に掲載される「実務研究」あるいは全国の各支部で企画された講演会の転載記事等、すべて従来から高い評価を受け、裁判所書記官ばかりでなく、司法書士、弁護士もこれを活用しているときいています。たしかにその内容は、程度の高い立派なものであると思います。

また、書記官制度研究会の審理充実事務に関する各地区の報告書も注目値するものです。

重松企画調査部長

どうもありがとうございます。これまで予定のテーマは全て終了しました。

本日はご多用の中、長時間にわたり有意義なお話をお聞かせいただきましてありがとうございます。

小山総務部長

それでは、これをもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。